



北海道漁業共済組合 第百十二回通常総会

北海道漁業共済組合の通常総会が、六月十一日に開催されました。開会に先立ち、奈良組合長が「令和七年度の加入実績は一千六百七十四億三千万円と事業計画を達成することができ、支払共済金は秋さけ定置、小型定置などで八十四億四百万円、収支は五億九千九百万円の剰余金を計上出来た」ことを報告すると共に、「令和八年度の加入計画は一千六百億円とし、継続契約における補償の充実、未加入となっている漁業・養殖業の解消、定置漁具の加入拡大に引き続き取り組んで参りたい」と挨拶した後、中村組合長（大津漁協）を議長に選出して議事に入り、令和七年度事業報告、令和八年度事業計画など提出議案は、すべて原案通りに可決承認されました



▲中村 議長



▲奈良 組合長



令和八年度事業計画より

『重点加入推進事項』

＊継続契約における補償の充実

（積立ぶらすのセット加入）

＊未加入地域における主要漁業・養殖業の解消

＊定置漁具（漁業施設共済）の加入拡大

令和八年度秋さけ定置の推進

「現地対話集会」ぎょさい・積立ぶらすの加入推進

六月二十九日、七月十三日まで全道八地区で開催された北海道定置漁業協会主催の「現地対話集会」に共済組合も出席させて頂き、秋さけ定置漁業の昨年度の「ぎょさい・積立ぶらすの加入状況」等を報告すると共に、本年度の引受取扱い等について説明し、漁業経営の後ろ盾として、ぎょさいと積立ぶらすの積極的な利用を呼びかけました。

令和七年度の加入率（免許統数ベース）は漁獲共済で九十一％、積立ぶらすで八十九％と高い加入率を維持しており、共済金と積立ぶらすの支払合計額は二百四十四億九百万円となったこと等を報告しました。

昨年度より、クロマゲ口資源管理に取り組むことを条件として、漁業者の積立ぶらすの払戻判定金額が前年度契約を下回らないよう措置される特例措置「下止め特例」の見直しが行われ、令和七年度から段階的に特例分の払戻が削減となり、令和十一年度に廃止となること、また、見直し経過措置期間中の協業化や統廃合などの漁業合理化に伴う契約内容の変更について、ぎょさいの契約で適正に共済限度額を算定できる場合に限り、合理化の内容にあわせ「下止め特例」を継続することが昨年度に引き続き可能であることを説明し、あわせて本年度の補償水準等取扱いについて説明しました。

最後に、近年、自然災



令和7年度 秋さけ定置 漁業権免許と漁業共済・積立ぶらす 地区別加入率

北海道漁業共済組合

地区	秋さけ関係免許統数		漁獲共済					積立ぶらす		漁業施設共済 (定置漁具)	
	第15次 免許統数	令和7年 操業統数	令和7年加入統数			未加入統数	加入率	令和7年 加入統数	加入率	令和7年 加入統数	加入率
			秋さけ定置	大型定置	計						
小樽	204	196	128	6	134	62	68 %	130	66 %	24	12 %
桧山	29	26	26	-	26	0	100 %	26	100 %	2	8 %
函館	171	155	110	33	143	12	92 %	133	86 %	0	0 %
室蘭	39	36	36	-	36	0	100 %	36	100 %	8	22 %
日高	46	46	46	-	46	0	100 %	46	100 %	10	22 %
釧路	56	55	55	-	55	0	100 %	55	100 %	26	47 %
根室	154	149	149	-	149	0	100 %	147	99 %	17	11 %
北見	92	92	92	-	92	0	100 %	92	100 %	49	53 %
稚内	49	48	47	-	47	1	98 %	46	96 %	1	2 %
留萌	16	16	16	-	16	0	100 %	16	100 %	2	13 %
合計	856	819	705	39	744	75	91 %	727	89 %	139	17 %
前年度実績	856	823	704	39	743	80	90 %	731	89 %	141	17 %
前年度対比	0	△ 4	1	0	1	△ 5	1 %	△ 4	0 %	△ 2	0 %

令和7年度 秋さけ定置 漁業共済・積立ぶらす 地区別引受実績と支払実績

北海道漁業共済組合

地区	漁獲共済						積立ぶらす				漁業施設共済					
	引受実績			支払実績			引受実績		払戻実績		引受実績			支払実績		
	件数	共済限度額	共済金額	件数	共済金		件数	漁業者本人積立額	件数	合払戻計額	件数	共済価額	共済金額	件数	共済金	
小樽	53	1,898	1,631	46	421		52	131	47	431	39	460	296	-	-	
桧山	12	253	250	12	77		12	24	12	90	2	23	18	-	-	
函館	48	579	425	29	102		38	150	30	516	0	0	0	-	-	
室蘭	23	993	978	16	181		45	267	44	1,049	9	203	104	1	8	
日高	45	1,936	1,870	28	320		45	565	42	1,968	20	649	318	-	-	
釧路	36	1,772	1,772	24	376		38	467	36	1,681	52	1,642	862	4	71	
根室	135	5,463	5,438	123	1,483		240	1,323	239	5,124	40	860	502	-	-	
北見	48	16,446	13,829	37	2,249		50	1,783	46	6,336	133	4,404	2,387	8	50	
稚内	42	3,827	3,827	28	549		41	350	41	1,117	2	27	13	-	-	
留萌	13	803	438	12	68		13	70	13	271	4	80	33	-	-	
合計	455	33,970	30,458	355	5,826		574	5,130	550	18,583	301	8,348	4,533	13	129	
前年度実績	450	33,912	30,281	234	3,574		586	5,637	491	12,081	304	8,458	4,583	13	135	
前年度対比	5	58	177	121	2,252	△12	△507	59	6,502	△3	△110	△50	0	△6		

※払戻額は漁業者1＋国3の合計額である。
※漁業施設共済の件数は契約網数で夫々記載した。

令和8年度 積立ぶらす クロマグロ資源管理に伴う定置漁業の取扱い等について

(1) クロマグロ「下止め特例」について

積立ぶらすの「下止め特例」については、令和7年度から経過措置期間が5年に設定されたことから、段階的に（毎年1/5ずつ）特例分の払戻判定金額が引下げられます。

今年度は経過措置2年目となるため、原則、令和6年度の(A)と(B)の差額の5分の3を強度タイプに上乗せした額が払戻判定金額となります。

経過措置は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの間で最大4回（経過措置期間中の契約を毎年継続した時）

下止め特例の払戻判定金額 (A)	1,000万円	960万円	920万円	880万円	840万円	800万円	800万円
強度タイプの払戻判定金額 (B)	800万円	B1	B2	B3	B4	800万円	強度タイプ
通常タイプの払戻判定金額 (C)	737万円	通常タイプ	通常タイプ	通常タイプ	通常タイプ	通常タイプ	通常タイプ
共済限度額	632万円	漁獲共済	漁獲共済	漁獲共済	漁獲共済	漁獲共済	漁獲共済
経過措置期間中の適用払戻判定金額	基準年 (R6) 1,000万円	1回目 (R7) 960万円	2回目 (R8) 920万円	3回目 (R9) 880万円	4回目 (R10) 840万円	経過措置終了 (R11) 800万円	
		$800 + (1,000 - 800) \times 4/5$	$800 + (1,000 - 800) \times 3/5$	$800 + (1,000 - 800) \times 2/5$	$800 + (1,000 - 800) \times 1/5$		

「下止めの払戻判定金額 (A)」と、「強度タイプの払戻判定金額 (B1～B4)」との差を1/5ずつ縮めたものをその年の払戻判定金額とする
※上記は共済限度額に5年間変更がなかったものとしての試算

(2) 定置漁業合理化（協業化・統廃合等）に伴う積立ぶらすの対応について

令和7年度より、下止めの経過措置期間中の合理化に伴う契約内容の変更につきましては、ぎょさいの契約で適正に共済限度額を算定できる場合に限り（変更後5中3で再算定）、クロマグロ「下止め特例」の継続が可能となり、令和8年度も同様の取扱いとなります。

様々なケースが想定されますが、合理化後も、ぎょさい契約で引受可能な場合に限られます。詳細につきましては所属漁協を通じてご相談下さい。

	合理化前の契約	継続	合理化後の契約
協業化	漁業1 → 契約A 漁業2 → 契約B	→	漁業1 → 契約C 漁業2 → 契約C
一部廃止	漁業1 → 契約D 漁業2 → 契約D	→	漁業1 → 契約D 廃止 → 契約D

※合理化後の「下止め特例」の補償水準C＝契約A＋契約B

※合理化後の「下止め特例」の補償水準D＝契約D－減少分（漁業2）

令和八年度 漁業共済優績表彰

「令和八年度 漁業共済優績表彰者」が決定しました。

漁業共済優績表彰は、永年にわたり共済事故なく高度利用いただいている個人（契約漁業者）の中から、特に功績のあった方々を表彰するもので、今年度は全国から「水産庁長官賞」で十五名、「漁済連会長賞」で五十七名の方々が受賞されました。

北海道からは、水産庁長官賞に一名、漁済連会長賞に三名が受賞されております。

表彰を受けられた皆様に、心よりお祝いを申し上げますと共に、今後の大漁と益々のご活躍をお祈り致します

《優績表彰者》

◎水産庁長官賞
伊藤 秀秋
(南かやべ こんぶ養殖業)

◎漁済連会長賞
山形 恭將
(落 石 小型合併漁業)
小塚 哲弘
(古 宇 郡 小型定置漁業)
吉田 一人
(南かやべ こんぶ養殖業)

順不同 敬称省略

水産庁長官賞

こんぶ養殖業
伊藤 秀秋 様
南かやべ漁業協同組合
(23 年連続無事故)



漁済連会長賞



(10 年連続無事故)

南かやべ漁業協同組合
吉田 一人 様



(11 年連続無事故)

古宇郡漁業協同組合
小塚 哲弘 様



(10 年連続無事故)

落石漁業協同組合
山形 恭將 様